

安全衛生管理規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は労働安全衛生法、労働安全衛生規則及び厚生労働省令（以下法という）並びに特定非営利活動法人ひろがり正職員就業規則第11章に基づき、安全衛生管理についての基本的な事項を定め、もって職員の安全と健康を保持すると共に、災害及び事故を未然に防止することを目的とする。

第2条 (責務)

1. 法人は安全衛生管理の体制を確立し、災害防止及び健康増進を図るために必要な措置を講ずる。
2. 理事長は衛生管理者及び産業医が、その職務を遂行可能な程度に権限を委任し、その職務の遂行状況について監督しなければならない。
3. 各管理者は、法及び規定に基づき、所属部門の安全衛生管理を実施する。
4. 職員は法及び本規程を誠実に遵守すると共に、本規程の目的達成に努めなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

第3条 (法定管理者等の選任)

1. 安全衛生管理を遂行するため、各事業場に法に基づき管理者を次の通り置く。
 - 1) 衛生管理者
 - 2) 産業医
2. 事業場の規模（職員数）が50人以上に至るまでは1項各号の法定管理者等は選任せず、衛生推進者を置く。衛生推進者は第6条の衛生管理者の職務（技術的事項を除く）を行う。

第4条 (衛生管理者の職務等)

1. 衛生管理者は、次の職務を行う。
 - 1) 健康に異常のある者の発見
 - 2) 作業環境の衛生上の調査
 - 3) 作業条件、施設等の衛生上の改善
 - 4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
 - 5) 健康診断、衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項

- 6) 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
 - 7) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備
 - 8) その他第4条に定める事項の技術的管理
2. 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。
 3. 衛生管理者は、法に定める一定の資格を有する者のうちから選任する。

第5条 (衛生推進者の資格)

衛生推進者は、法で定める要件に該当する者のうちから選任する。

第6条 (産業医の職務)

1. 産業医は、次の職務を行う。
 - 1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること
 - 2) 作業環境の維持管理に関すること
 - 3) 作業の管理に関すること
 - 4) 職員の健康管理に関すること
 - 5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
 - 6) 衛生教育に関すること
 - 7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること
 - 8) 面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること
2. 産業医は、少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。
3. 職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、職員の健康管理等について必要な勧告をすること。また、職員の健康障害の防止に関して、衛生管理者に対する指導、助言すること。

第7条 (衛生委員会)

1. 法人は事業場ごとに衛生委員会を設置し、委員長に理事長が当たることとし、委員は労使双方からなる5名で編成する。
2. 委員会の開催は毎月1回とし、委員長が招集する。但し、委員長が必要と認めたときは都度開催する。
3. 本条に定める衛生委員会は、常時50人以上の規模となった場合には、法で定める衛生委員会とみなす。なお、この場合の委員長及び構成員は、以下のとおりとする。

委員長 理事長 (事業の実施を統括管理している場合に限る)

構成員 管理者、衛生管理者、職員で安全衛生に関し一定の経験を有する者、産業医のうちから法人が指名した者

第9条 (委員会等の任務)

1. 委員会では、次の事項を審議し、意見を述べるものとする。
 - 1) 職員の危険を防止し、又は、職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - 2) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に関すること。
 - 3) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - 4) 危険性又は有害性等の調査並びに安全衛生実施計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
 - 5) 長時間労働による健康障害の防止を図るための対策並びに職員の精神的健康を図るための対策の樹立に関すること。
 - 6) 第1号及び2号に掲げるもののほか、職員の危険の防止及び健康阻害の防止に関する事項。
2. 委員会を開催した場合には、議事の概要を記載した議事録を作成し、これを3年間保存するとともに、職員に周知しなければならない。

第3章 安全衛生教育

第10条 (教育の姿勢)

1. 管理者は常時職員に安全衛生に関する教育を反復実施すること。
2. 管理者は安全、衛生に関する事項を朝礼又は夕礼若しくは職場懇談会、その他、適当な機会に説明し、安全、衛生意識が習性化するように努めなければならない。
3. 自動車の運転等危険作業につかせる場合は、管理者は安全衛生教育を行わなければならない。

第11条 (教育計画)

安全衛生教育計画は、対象・内容・形式・担当・教材・時期・時間数等（法により項目、時間数が規定されているものは法に従う）について検討し、適切な計画をたてて実施する。

第12条 (教育の方法)

安全衛生教育は社内で実施する以外に、社外講習・社外研修も併せて行うこととする。この場合は、別に定める社外講習規程によるものとする。

第13条 (教育の種類等)

1. 教育の種類は、以下のとおりとする。
 - 1) 雇入時、作業内容変更時の教育
 - 2) 特別教育（危険又は有害な一定の業務）
 - 3) 職長教育（新たに職長に就くこととなった者に限る）
2. 前項に定める教育は、法及び第10条の計画に従って行う。

第4章 就業制限等

第14条 (就業制限)

営業車輛及び安全衛生法第61条及び施行令20条による業務は当該業務に係る免許を有する者、若しくは技能講習修了証書を有する者でなければ、その作業に従事させまた、従事してはならない。

第15条 (標識の掲示)

職場の見易い個所に安全、衛生に関する標識を掲示する。

第5章 職場の安全衛生

第16条 (安全衛生点検)

1. 災害の未然予防を図るため、法に定める自主検査を含め、次の区分により点検を行う。
 - 1) 日常点検 各職場において、就業前後に行う安全点検
 - 2) 定期点検 予め定められた方法で、一定の期日を定めて行う点検
 - 3) 巡視点検 衛生委員会による2ヶ月に1回、巡視する点検
2. 点検結果は法に定める期間（3年間）保管せねばならない。

第17条 (巡視点検)

1. 委員会は2ヶ月に1回、委員会の委員による巡視点検をおこなう。
2. 委員会は巡視点検の結果、改善の必要を認めた事項について、改善勧告書を発行する。
3. 当該勧告を受けた部門の長は、改善又は応急処置した事項を委員会に報告しなければならない。
4. 委員会は改善内容を確認し、委員長にその旨報告する。
5. 巡視点検のチェックシート・点検方法等については委員会で決定する。

第6章 健康診断及び面接指導

第18条 (健康診断)

1. 法人は、以下の健康診断につき、各々法に定める回数を行う。

一般 健康 診 断	雇入時の健康診断	常時使用する職員
	定期健康診断	常時使用する職員 1年に1回
	特定業務従事者の健康診断 (配置換えの健康診断)	深夜業に常時従事する者について 配置換えの際 6ヶ月ごとに1回
	結核健康診断	結核の発病のおそれのある者 おおむね6ヶ月後
そ の 他	臨時の健康診断	都道府県労働局長が、労働衛生指導医の意見に 基づき指示をした場合
	自発的健康診断	深夜業に従事する職員が自発的に受けた健康診 断

2. 健康診断の項目は法に定めるもの、及びそれ以外について、検査医師が必要と認めるものについて行う。
3. 職員は法人の行う健康診断を受けなければならない。但し、法に定める省略事由に該当した場合にはこの限りではない。

第19条 (健康診断実施後の措置)

1. 法人は健康診断実施後、以下の措置を講ずる。
- 1) 異常所見者につき、原則として3ヶ月以内に検査医師から意見を徴収し、その意見を衛生委員会に報告し、またその意見を勘案し、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずる。
 - 2) 特に健康の保持に努める必要がある者につき、医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。
 - 3) 健康診断結果を本人に通知するとともに、健康診断個人票を作成し、5年間保存する。

第20条 (面接指導)

1. 法人は、週40時間を超える労働が1月100時間を超え疲労の蓄積が認められる者に対し、その者の申し出に基づき、医師による面接指導（問診その他の方法により心

- 身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。)を行う。
2. 法人は、前項の面接指導を行う職員以外の職員であって健康への配慮が必要な者（当分の間、週40時間を超える労働が70時間以上の者とする。）については、その申し出による前項の面接指導に準ずる措置を講ずるよう努める。
 3. 法人は、本条に規定する面接指導を行ったときは、原則として3ヶ月以内に面接医師から意見を徴収し、その意見を職場安全衛生委員会に報告し、またその意見を勘案し、時間外労働の減少等の適切な措置を講ずるとともに、その記録を5年間保存する。

第7章 その他

第21条 （交通安全）

1. 職員は定められた規則を遵守すると共に交通安全に努めなければならない。
2. 安全運転推進については、別途定めた規程により運営する。

第22条 （危険及び有害性の調査）

法人は、法に定めるところにより、設備又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、法又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、職員の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

付 則

1. この規則は平成27年3月1日から施行する。
2. この規則を改廃する場合は、全職員の過半数を代表する者の意見を聴いてこれを行なうものとする。